

妙高市高校生通学定期券購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高校生の保護者の経済的負担を軽減するとともに、地域公共交通の利用を促進することを目的として、高校生が利用する公共交通機関の通学定期券の購入費の一部を助成する妙高市高校生通学定期券購入費補助金（以下第3条ただし書を除き「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては妙高市補助金等交付規則（平成19年妙高市規則第14号。以下「規則」という。）、妙高市補助金交付基準（平成19年妙高市訓令第4号）及びこの要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高校生 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、高等専門学校（第3学年の課程までに限る。）及び法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）（以下「高校等」という。）に在籍する生徒をいう。
- (2) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の規定による保護者をいう。
- (3) 通学定期券 鉄道、バス等の公共交通機関の運行事業者が、1か月以上の一定期間を利用単位として高校生に販売する通学定期券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、妙高市に住所を有し、片道又は往復の通学定期券を購入し、市内から高校等に通学する高校生の保護者とする。ただし、当該通学定期券の購入費に対して他の補助金の交付を受ける者は、交付の対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、通学定期券の1か月当たりの購入費とする。この場合において、通学定期券の有効期間が複数月の場合は、購入費を有効期間の月数で除した額を1か月当たりの購入費とする。

- 2 通学定期券が複数枚あるときは、それらを合計した金額を補助対象経費とする。
- 3 通学定期券の有効期間の始期が、月の初日から15日までの場合は当月分とし、16日から月の末日までの場合は翌月分として取り扱う。
- 4 市内NPO法人が運行するコミュニティバスを利用して通学する高校生は、NPO法人が通学で利用した回数分の乗車料金を書面で証する場合に限り、通学定期券の購入費と同等として取り扱う。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、高校等に在学する期間とし、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費から1万円を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 1か月当たりの補助金額は、2万円を上限とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、通学定期券の有効期間の始期から当該年度の末日までの間に、補助金の交付を受けようとする月分について、妙高市高校生通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 学生証若しくは生徒手帳等の写し又は当該高校生が通学定期券を使って通学する学校に在籍していることを証する証明書の写し

(2) 通学定期券の写し

(3) 前号に定める書類のほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、規則第6条の規定により申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、速やかに申請者が指定する口座に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 申請者は、前条の規定による交付決定後に、補助対象経費に係る通学定期券の解約若しくは変更したとき、又は第3条に定める補助対象者でなくなったときは、妙高市高校生通学定期券購入費補助金返還事由申出書（別記様式第2号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、既に補助金の交付を受けていた申請者から前項の申し出があったとき、又は申請者が偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けていたときは、規則第19条の規定により当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助制度の見直し)

第10条 市長は、この要綱の施行の日から3年を超えない期間ごとに各条項が他の法令、社会事情等と比較して整合性が取れているかどうか検討するものとする。

2 市長は、前項に規定する検討の結果を踏まえ、この要綱の見直しが必要であると判断したときは、速やかに見直し等の措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。